

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

琵琶湖森林づくり県民税は、従来の林業を中心とした森林政策から森林の多面的機能が持続的に発揮される環境を重視した新たな森林づくりへと転換するとともに、森林の恵みを等しく享受している県民全体が協働で森林づくりに取り組んで行くこととし、この新たな視点に立った森林づくりの財源に充てるため、平成18年4月に導入されたところであり、施行後10年以上が経過しているところである。

この間、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化しており、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」の取組など、琵琶湖森林づくり県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきており、この課題への対応が求められている。

一方、国においても、全国的な見地から、森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林經營管理法（平成30年法律第35号）が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税を創設することとされ、森林經營管理法・森林環境譲与税の国からの譲与について平成31年度から施行することとされているところである。

このように、本県における森林づくりに係る新たな課題への対応が求められていること、また、森林經營管理法・森林環境譲与税の施行を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途について見直すとともにこれを明らかにするため、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を改正しようとするものである。

2 概要

平成31年度より国から譲与される森林環境譲与税は、森林經營管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策（以下「森林經營管理法に基づく市町施策の支援等」という。）に要する経費に充当することとし、琵琶湖森林づくり県民税は、環境重視と県民協働による森林づくりを推進する施策であって、森林經營管理法に基づく市町施策の支援等以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充当することとする。

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考)

＜本県の森林関連施策と財源の推移＞

【琵琶湖森林づくり県民税の創設(平成18年)】

背景

- ・林業中心の森林政策から、森林の多面的機能が持続的に発揮される、環境を重視した新たな森林づくりへの転換。
- ・森林所有者まかせでなく、森林を県民全体の貴重な財産として、県民全体で支える森林づくりの推進。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・市町への支援(広域対策・モデル事業・放置林対策等)

【現在】

現状

- ・琵琶湖森林づくり県民税の創設当時から、森林を取り巻く環境の変化により、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」の取組等、当初、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業として想定していなかった新たな課題が顕在化。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・市町への支援(広域対策・モデル事業・放置林対策等)

- ・新たに顕在化した課題

【森林経営管理法施行・森林環境譲与税創設後(平成31年度以降)】

対応

- ・新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業を拡大。
- ・一方、平成31年度から、森林経営管理法に基づき市町が中心となって放置林対策を行う仕組みが導入されるとともに、森林整備のための新たな財源である森林環境譲与税の譲与が開始されることから、琵琶湖森林づくり県民税による放置林対策に係る市町への支援を見直し。
- ・森林経営管理法に基づく放置林対策は、市町分の森林環境譲与税を活用して市町が実施するとともに、県は、県分の森林譲与税を活用して、市町が実施する施策の支援等を行う。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・市町への支援(広域対策・モデル事業等)

- ・市町への支援
(放置林対策等)

- ・新たに顕在化した課題への対応

森林経営管理法に基づく施策

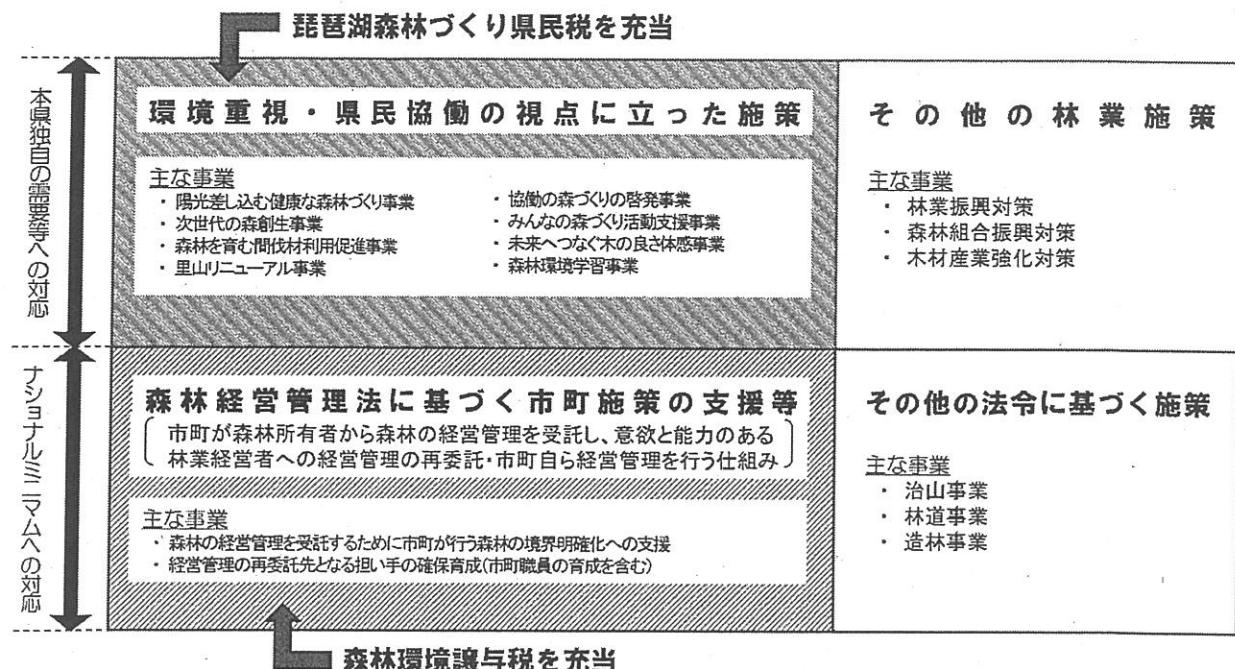
- ・市町への支援等

- ・市町が実施する事業

県分の森林環境譲与税を充当

市町分の森林環境譲与税を充当

<「琵琶湖森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の使途の明確化のイメージ>



琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

琵琶湖森林づくり県民税の使途を明らかにするため、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 琵琶湖森林づくり県民税を、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策であって、森林經營管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てることとします。（第4条関係）
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
- (3) 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととします。

琵琶湖森林づくり県民税条例新旧対照表

(趣旨)	日	新
第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に發揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策	(趣旨) 第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み _____、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に發揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。	
第2条および第3条 省略	(新設) 第2条および第3条 省略	(使途) 第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であつて、森林經營管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする。

滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例新旧対照表（付則第2項関係）

日	新
(設置)	(設置)
第1条 琵琶湖の水源かん養、県土の保全等の森林の	第1条 琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に發揮されるような森林づくりのための施策の円滑な推進を図るため、滋賀県琵琶湖森林づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。
以下 省略	以下 省略